

坂戸市障害者計画等審議会 会議録

会議の名称	令和7年度第1回坂戸市障害者計画等審議会
開催日時	令和7年7月23日（水） 午後1時30分 開会 午後3時 閉会
開催場所	坂戸市役所303・304会議室
議長の氏名	高橋会長
出席者の氏名・出席数	高橋会長、清野委員、永井委員、田中委員、井伊委員、加藤委員、木村委員、 太田（よ）委員、太田（正）委員、長野委員、渡邊委員、 佐藤委員 12名
欠席者の氏名・欠席数	于委員、井指委員、芝寄委員 計3名
事務局職員の職・氏名	福島福祉部長 福島福祉部次長兼障害者福祉課長 橋本課長補佐、大塚係長、富田主任、高野主任
会議次第	1 開会 2 会議の公開について 3 あいさつ 4 議事 （1）坂戸市障害者計画等実施状況（令和6年度事業実績及び令和7年度事業計画）について（資料1～3） （2）その他 ・次回の審議会開催日程（予定） 令和7年10月～11月頃 5 閉会
資料	・令和7年度第1回坂戸市障害者計画等審議会次第 ・令和7年度第1回坂戸市障害者計画等審議会 席次表 ・坂戸市障害者計画等審議会委員名簿 ・資料1 障害者計画等に係る事業の進捗状況について（令和6年度実績） ・資料2 令和6年度障害者計画等事業実績及び令和7年度障害者計画等事業計画 ・資料3 令和6年度障害福祉サービス実績

議事の経過	
発言者	議題・発言内容・決定事項
進行（事務局）	1 開会
	2 会議の公開について
	3 あいさつ
進行（会長）	4 議事
	（１）坂戸市障害者計画等実施状況（令和６年度事業実績及び令和７年度事業計画）について（資料１～３）
事務局	資料１及び２を説明
会長	資料１について、評価は各課で行っているのか。また、その際に各課で基準はあるのか。
事務局	A～Dの評価は、計画策定時に各課で目標を定めており、その目標に対しての進捗状況を示している。今回の評価は現状を可視化したものとなっている。
会長	審議会等で評価を変えたケースはあるか。
事務局	無いと記憶している。
会長	次回の計画策定の際は、生活者の立場、障害のある人の立場などの視点をさらに加えることが望ましい。
委員	基本目標１の６番、８番、９番の市民健康センター所管の施策について、精神障害やうつの方に対する相談支援についての評価が、進捗状況９２．９％でAやBの評価であることは実感と異なる。
	高齢者においては認知症を含む精神障害の相談が多く、若年層ではうつ病が疑われる例もある。いずれも未受診のケースが多く、「受診できないから相談している」という現状がある。相談窓口の充実と、伴走型の支援体制の強化が必要と考える。
事務局	市内の各地区、計４か所に相談支援センターを設置し、障害者等相談支援事業を実施している。昨年は地域包括支援センターとの連携を目的に定例会議を実施しており、今年も実施予定となっている。このような場を通して、実際の支援においても連携体制の構築を図っている。
委員	基本目標１の１「障害のある人への医療・歯科医療の充実」について、こどもが医療的ケア児であるが、１８歳になり成人となったため、小児科を受診できなくなった。市内の訪問診療を検討したものの、対応可能な病院が見つからず、一時的に主治医がいない状態となってしまった。医療的ケア児は増加しているため、坂戸市内でも継続的に診療できる病院を増やす取り組みを進めてほしい。
会長	基本目標２の１２番の身体障害者補助犬について、市内唯一の盲導犬ということであるが、坂戸市では他に介助犬や聴導犬はいないのか。
事務局	お見込みのとおり。

事務局 会長	資料3を説明 令和3年度と比べて令和6年度の実績が大きく増加している。一方で、ここ1～2年ではサービス量が少ない項目も見受けられる。資料3ページの短期入所やショートステイ、自立訓練の減少、また就労移行支援の状況について、その理由や受け止め方を伺いたい。
事務局	グループホームの空き部屋を利用した短期入所が増加している。ただし、ここ1～2年は空き状況に影響され実績が変動している。自立訓練の生活訓練では、受け入れ困難な施設もあり、利用人数は月7～8人で、施設増加が見込めないため、受け入れ状況が厳しい時期は実績が減少する。就労移行支援は良好で、障害者雇用の増加が一因と考えられる。コロナ禍では在宅での利用が増加したが、令和6年度は通所型就労が主流となっている。就労者は順調に就労しており、事業者不足の報告は特段受けていない。
会長	5ページのB型就労はかなり増えているように思う。ニーズは数値以上にあると思ってよいのか。
事務局	ニーズは増えていると考えている。昨今、事業者が増えており、精神疾患がある方で、在宅通院だけの生活状況であった方がB型就労に行くというケースが増加している。
委員	資料3の6ページ、共同生活援助グループホームの実績は増加傾向だが、施設入所は横ばいの状況である。これは地域移行によりグループホームの利用が増えているものと考えられる。従来は、グループホームは地域移行の自立を促す訓練的な要素を持ったものというイメージがあったが、現状では施設入所に近いグループホームもあり、弊社でもそのようなグループホームを運営している。こうした傾向について坂戸市の状況を伺いたい。背景として、重度の方の支援には一定の専門性や知識が必要であり、従業員への教育という面でも、重度の方と軽度の方ではアプローチが異なる現状がある。
事務局	重度の方を対象としたグループホームは現状ではあまり増えていない。近年増加しているのは、看護師配置のない、定員4人程度の小規模グループホームである。重度の方への対応は難しい場合もあるが、受け入れ拒否などはなく、相談しながら本人の特性に応じて進めている。
会長	自立型グループホームの利用者は約130名であるが、自立に向かうケースはどの程度あるのか。今までの経験からお聞かせ願いたい。
委員	具体的な数値は把握していないが、重度の方の相談が増加している。弊社は定員4～6名で、重度の方中心のグループホームを運営しており、相談が多い状況である。重度の方の受け入れには職員の研修や支援の質が重要であるが、グループホームでは専門知識を持つ職員が集まりにくいのが現状である。本来施設入所が適する方もグループホームに入る傾向があり、支援力強化と職員確保が課題となっている。地域移行でのグループホームへの移行は現場の立場から違和感を覚えている。

会長	地域移行全体の考え方は国においても議論されているが、数年前に国から勧告があったようにグループホームのその先の受け皿が用意されていないという課題があまり進んでいないように感じている。状況については今後も共有することが重要だと考える。
委員	資料2、基本目標1の1にある「障害者向け医療・歯科医療の充実や訪問看護ステーションとの連携、難病患者への障害福祉サービスの情報提供」について、市として医療機関や事業者との連携を強化し、手話に対応できる、または知識のあるホームヘルパーの人数把握と、聴覚障害者への情報提供体制の整備が必要だと感じている。聴覚障害のある方も福祉サービスを利用したいというニーズがあり、住みよいまちづくりの観点から対応をお願いしたい。
会長	事務局では手話のできるホームヘルパー等について把握しているか。
事務局	現状では把握できていない。県の相談員や情報センター、障害者団体に相談し情報収集を行うといった対応になるかと思う。
委員	埼玉県毛呂山町には、聴覚障害のある高齢者が利用できる「ななふく苑」があるが、手話ができるホームヘルパーは非常に少なく、他の地域では支援が十分とは言えない。ケアマネジャーがいても、対応できるヘルパーが限られているため、地域での生活支援に課題がある。このため、手話に対応できる人材の確保や、情報ネットワークの整備、市町村と関係機関の連携強化が必要と考える。また、地域で開催される高齢者サロンについても、聴覚障害者が参加しやすいように工夫し、定期的な開催を進めていきたいと考えている。
会長	聴覚障害者の全国的な調査が必要だと考える。
委員	補助犬について、仕事以外の毎日の世話はどのように行っているのか。
会長	介助があることで自立生活をする事ができる場合には、補助犬と一緒に24時間生活しており、訓練する場所は全国にある。不足については、ヘルパーほどではないものの不足していることは事実である。
委員	坂戸市障害者福祉プランに、グループホームや入所施設の数など、地域資源の状況が掲載されているか気になった。
会長	坂戸市内の福祉施設の数はどうような状況か。
事務局	グループホームは現時点で38か所あり、定員4～10人のところが多い。短期入所の事業所は5か所。生活介護の、常時介護が必要な方の施設は5か所、就労移行は1か所。ただし、市外を利用する方も多い。就労継続支援B型については10か所。放課後等デイサービスは利用者の数が増えている状況であり、22か所となっている。
会長	施設数と定員数等が一覧表のようにまとめられていると良い。

事務局	(2) その他 ・ 審議会の報酬の支払いについて説明 ・ 今後の審議会開催予定について説明 令和7年度は今回を含めて2回開催 令和8年度は次期計画策定のため4回程度の開催予定 ・ 次回の審議会開催日程（予定） 令和7年10月～11月頃
委員	坂戸市障害者福祉プランは計画期間が3年間と短く、3年ごとに大掛かりな計画を作る状況となっている。例えば計画期間を5年間に見直すなどを検討しても良いのではないかな。
事務局	坂戸市障害者福祉プランは、「障害者計画」「障害者福祉計画」「障害児福祉計画」の3つで構成されており、このうち「障害者計画」は障害者基本法に基づくもので、期間の定めはなく、以前は10年間の計画を5年ごとに見直していた。一方、「障害者福祉計画」と「障害児福祉計画」は、福祉サービスに関する計画であり、国の指針に基づいて3年ごとに見直しを行う必要がある。そのため現在は、これら3計画を一体的に策定する形で、3年間の計画期間としている。なお、全国の動きとしては、計画期間については、市町村ごとに状況に応じて柔軟に対応可能となっている。については、近隣自治体の状況についても確認し、報告する。
会長	計画は、実施に適した期間で柔軟に策定することが望ましいと考える。最も重要なのは、利用者の立場に立ち、要望や課題に柔軟・臨機応変に対応する姿勢である。
委員	本年6月18日、衆議院本会議にて全会一致で可決・成立した「手話施策推進法」について周知したい。 この法律は、手話を言語と認め、その推進を図るものであり、日本ろうあ連盟を中心に2010年から取り組まれてきた活動の成果である。これまで全国の市町村でも「言語条例」制定に向けた取り組みが進められ、坂戸市でも条例が制定されている。この法律により、聴覚障害のある子どもたちが手話を学べる環境が整備され、保護者も手話を学ぶことが可能となる。この法律を契機に、手話を学ぶ機会や場所が拡充されることが期待されている。市町村が策定する障害者計画等には、本法律の趣旨を盛り込み、言語条例とあわせた丁寧な相談・議論・検討を進めていただきたい。
	5 閉会